

2019年9月吉日

お取引先様各位

株式会社メイプル

消費税率改定にともなう軽減税率の適用について

拝啓、貴社ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日より消費税率が引き上げられるとともに、飲料品(食品添加物を含む。)については、軽減税率(8%)制度が適用される予定となっております。

つきましては、財務省 国税庁の見解を踏まえて、下記の対応とさせていただきますこととなりましたのでお願い申し上げます。

敬具

記

※軽減税率(8%)対象品目【食品添加物】の主たる販売品

- ・メイプルアルコールシリーズ
- ・メイプジア
- ・ノロナイト

弊社自社商品(食品添加物)の明記のある品目(一部除く)

※標準税率(10%)対象品目【食品添加物】以外の販売品

- ・ラビングEコール(手指消毒剤)医薬部外品
- ・薬用ハンドメイプウォッシュ 医薬部外品
- ・メイプルブリーチ(界面活性剤入り漂白剤)
- ・メイプルアルコールタオル
- ・空容器・単品での専用コック等

※軽減税率対象品目でも、「人の飲用、または、食用に供さない」ことが明らかな場合は、軽減税率対象外となります。

※適用開始日 2019年10月1日～

ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

以上